

北海道における高レベル放射性廃棄物処分場問題の現在

ベクレルアップ北海道代表 マシオン 恵美香



科学的特性マップの公表に広がる懸念

今年7月28日、国は高レベル放射性廃棄物の最終処分地として可能性がある地域を「科学的特性マップ」として公表しました。マップでは原発や原子力施設の有無にかかわらず全国が対象とされ、特に沿岸域を「輸送面でも好ましい地域」とし、北海道では北と東側の沿岸部が長距離、広範囲に「輸送面でも好ましい」とされる濃いグリーンに塗られ記されました。

今後、経済産業省と事業主体となるNUMO（原子力発電環境整備機構）が、全国の自治体へ一層

の働きかけを加速させることが予想されます。また、選挙など社会の大きな動きの最中に、原子力関連法のパブコメが頻繁に公募され、法改正や省令が公布されることがあるため、注視が必要です。

以下に核ごみに関する北海道の市民運動の近況報告をするのと同時に問題を整理します。

ほろの核ごみによる懸念

科学的特性マップ公表の翌日、北海道豊富町で開催された「ほろの核ごみのゴミを考える全国意見交換会」(2017年7月29、30日)では、立石雅昭・新潟大学名誉教授

(地質学)が講演し、主に以下のような理由を示し、「科学的特性マップは、科学的根拠に基づいていない」と断じました。

①(マップは)海岸部を全国一律に「輸送面でも好ましい」とし、港湾設備、沖合の深さ、崖の高さ等総合的に検討していない。

②活断層から数キロ離れても、直下地震・スリが生じる可能性を否定できないが、わずか1キロの幅の線描で位置を示しているのみ。

③今ある火山から15キロの範囲だけに留意し、火山活動の歴史を踏まえていない。

またこのマップでは北海道内179自治体のうち99の自治体にま

たがって「好ましい地域」があることになり、86自治体が「輸送面でも好ましい地域」に該当します。また、水を煮う核廃棄物最終処分場の評価要件であるにもかかわらず、地震、津波、地下水の動き、社会的条件を全く加味していないものであり、技術的、物理的、社会科学的にも「科学的特性マップ」が有用であるとは言えないことを示しています。

7月30日の全国交流会

7月30日には、前日の全国交流会参加者が、幌延深地層研究センターゆめ地創館を訪問し、JAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)に申し入れを行ない、質疑の場を持ちました。幌延町で2000年度から開始された「深地層研究施設研究設計画」を20年程度としてきた三者協定(旧動燃、北海道、幌延町)の順守について、これまで長年にわたり、道内の市民団体などが要請していましたが、期限が迫る中、まだ行程表さえ明らかにされていま

せん。この日も、「深地層研究事業の終了時期・埋め戻し工程表の提示と調査・研究の完全な終了はいつか？」と質問したところ、機構は「埋め戻しの行程表は19年度内に示す」とし、工事期間については「埋め戻し工事設計計画に2年、着工が即座にできない場合、年度をまたげばプラス1年、工事終了までに数年かかる」と、新たに埋め戻し工事内容自体を研究事業化し、研究終了時期を最長で10年近く先延ばしすることも受け取れ

る回答内容を示して、参加者、地元住民を驚かせました。

幌延町では今年度も「開かれた研究」と称し、新たに幌延町浜里地区で「平成29年度(17年度)高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業(沿岸部処分システム高度化開発)」「経済産業省資源エネルギー庁委託事業」を日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所、電力中央研究所、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターとの共同事業として、掘削を受諾・実施(昨年度

受託事業に引き続き採水調査している」と説明しました。しかし、道民に対してこの事業内容の説明はほとんど行なわれていません。

原子力ではなく、地層や地形、水質の調査研究としながらも、こうした事業が次々に重い問題として地域に積もり続けることによって、住民にとっては、「自治体運営が、調査事業への寄りかかりや交付金に依存し続ける体質となるのではないかと」という不安や懸念の種となっているのです。

核ごみ問題研究会の開催

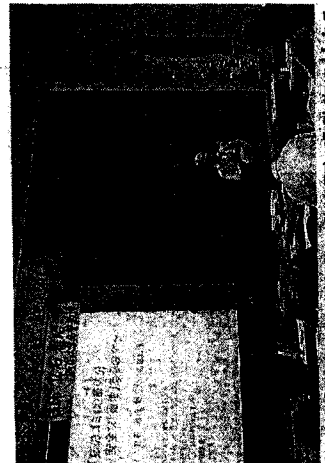
核ごみ問題研究会の主催で、関係者に対するヒアリングを行なう会合をもちました(8月29日、参議院議員会館)。NUMOへの科学的・技術的質問に加え、当然ながら「科学的特性マップ」に関し、「今後、どのように文献調査や最終処分地決定までを進めるのか」などの質問が多く出ました。

この会合の中で、経産省は科学的特性マップの評価項目に、水を避けなければならない核ごみ貯蔵

施設であるにもかかわらず「地震・津波・地下水を考慮しなかった理由」として「現地調査などで個別地点ごとに評価が異なり、全国一律の明確な基準を制定するのが困難だから、要件、基準を設けていない」と苦しい言い訳をしており、かえってマップの非科学性を認める結果となりました。

また、「地域自治体に拒否権はあるか?」「首長だけでなく、住民の意見を聞くことも必要なのではないか?」「住民の理解がないという状態をどのように知るのか?」という質問に対し、経産省は「住民意見をどのように聞くか」ということについては、地元の判断に委ねている。条例が制定されているということであれば、それは地域の声であるとして受け取ることが極めて高い」と回答しました。

「地域の自治体の拒否権は、法的に地層処分事業のどの段階まで担保されるのか?」「住民の合意なしに首長独自の判断をした場合、どの時点まで可逆性が担保されるのか?」「市町村レベルで色よい反応があったとしても都道府県知事



↑立石教授が講演、ヒアリング(7月、豊富町)。政府は筆者、中央は筆者、参院議員会館。(8月、参院議員会館)。



が強く反対の意志を示す場合はどうなのか？」などの質問に対し、国は「住民との合意形成については各地次第だが、そのような問題が生じている地域にはそれ以上の段階に進んでいくことは難しい」「市町村の意向より都道府県知事の明確な態度表明が優先される」とし、「許可申請があり途中段階まで進んでいるという話でも、撤回の可能性は担保されているということではないか？」との問いに対し、「工事途中でも可逆性は担保される」と回答しました。

しかし、幌延の研究施設存続問題が未解決の北海道にとって、こうした国の回答を「心から信頼できる」とは言えません。

北海道知事宛て要請書提出

「ほろのべ核のこみを考える全国交流会」に参加した市民団体ら団体は、9月13日、北海道知事に対し、「北海道条例と三者協定を順守すること」「北海道内には、あらゆる区分の放射性廃棄物処分に係る新規研究事業や文献調査、処分場を受けない」というこ

とを求める内容の要請書を提出しました。

道の回答は、「北海道条例と三者協定を順守し、国の法律に照らして適宜、対応していく、あるいは「国は低レベル以下の放射廃棄物の処分については発生者責任であるとしている」というもので、北海道独自の判断を避けました。また、北海道としては公表されたマップ自体は「科学的」と認めながらも、「200万分の1で境界線精度も低く、最終処分地の適地を示すものではない」という説明を繰り返して、質問趣旨への回答を避けました。

さらに担当部署課長からは、本件の要請内容については「部署課裁量」であり、実際には知事が直接目を通すことがなかったことに加え、「知事の回答」とされた内容は、北海道としての考えであり、「過去の知事の議会等での発言を踏まえて担当職員が作成したものであった事実を認める発言がありました。

要請書を提出した市民団体は、新たに要請内容について、①「知

事」自身の回答を掲載したい。どうしても回答されないとする場合は、その理由を示すこと」②「北海道として『科学的特性マップ』の中で広がりとして示された『輸送面でも好ましい地域』に該当する自治体はどこか？ その評価をどう認識するか確認し、答えること」を求めました。

「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」(2000年10月24日公布)があるものの、その語尾が「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」とを宣言する」と曖昧な表現であることに加え、幌延問題が継続していることが、道民にとって大きな不安要因となのです。

国の要請書宛て自治体向け説明会開催

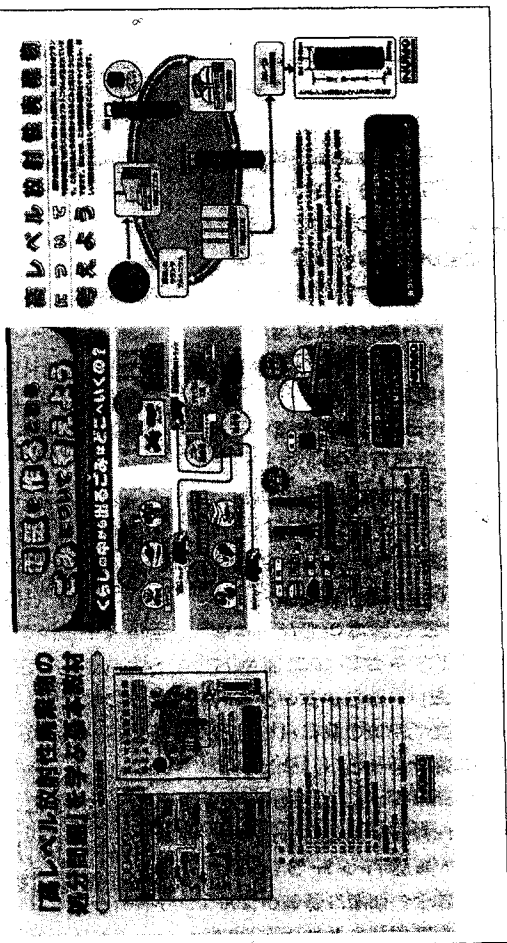
道民が知事宛てに要請行動などを行なうほど、公表された「科学的特性マップ」に対する反響が広がる中、9月19日には東京で都道府県担当者向け説明会が、同月26日には札幌で北海道内自治体向け

説明会が開催されました。

東京の説明会会場では「科学的特性マップの公表と今後の取り組みについて」をテーマにして小林大和(こばやし・ひろかず)経済産業省資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課長が、具体的取り組みとなる「科学的特性マップに関する意見交換会の説明内容について」と題して伊藤眞一(いとうまこと)電力・ガス事業部長、世耕経済産業相が全首長に宛てた書簡で示した同マップの経緯、狙い、趣旨の一部について「地層処分の必要性や安全性について国民に理解を深めていくことが目的」「地域の特性を科学的、客観的に示す」「いずれの自治体にも、受け入れをお願いするものではない」とし、今後は地域説明会などを通じ「これまで以上にきめ細やかに説明していく」ことを強調しました。

村瀬佳史(むらせ・よしふみ)経産省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長は、世耕経済産業相が全首長に宛てた書簡で示した同マップの経緯、狙い、趣旨の一部について「地層処分の必要性や安全性について国民に理解を深めていくことが目的」「地域の特性を科学的、客観的に示す」「いずれの自治体にも、受け入れをお願いするものではない」とし、今後は地域説明会などを通じ「これまで以上にきめ細やかに説明していく」ことを強調しました。

NUMOが作成した小中学生向けの副読本



全国の自治体向け説明会も、すでに昨日9月22日から開始されており、26日に札幌市で行なわれた道内自治体説明会に職員を派遣した釧路市にヒアリングをしました。

質問・釧路市としてこの自治体向け説明会に職員を派遣したが、していないか？ 派遣したのは何人であったか？

回答・釧路市からは「釧路市役所総合政策部都市経営化企画担当」の1人が参加した。

質問・どのような配布物があったか？ (8種類の資料を開示)

回答・8種類の配布資料の内訳は「説明会の次第1自治体向け説明(札幌)」「レジュメ科学的特性マップ公表と今後の取組について」「説明資料2017年9月」「地層処分にに関する科学的特性マップ」「科学的特性マップの説明資料」「地層処分にに関する科学的特性マップ」「E n e i d 号特別号」「知ってほしい地層処分」。

釧路市の担当部署課長は「このマップで当該自治体は可能性がない」とした上で、「マップは社会的要件や条件が加味されていないと評価している」との見解を示しました。

以上のような協議から考えると、科学的特性マップ上で「輸送面でも好ましい地域」と評価された全国の沿岸線の自治体にも聞き取りを行ない、同様の確認をすることで、集約したデータを共有し、「深地層処分が最善」として拙速に進められようとしている核ごみ最終処分地選定を踏みとどまらせる一助となるのではないかと考えます。

一方、一般向け説明会については、NUMOが国と連携し、科学的特性マップに関する意見交換会を東京・栃木・群馬・静岡・愛知・和歌山・大阪・奈良・兵庫で10月から開催する旨、メイルマガジン等で告知していますが「輸送面でも好ましい地域」として沿岸線を広範囲に長く塗り分けられた北海道での一般向け説明会については、まだ予定が示されていない